



社会福祉法人 若竹会

## 一般事業主行動計画



職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：子育てを行う職員の家庭と仕事の両立を支援するために、病後児保育事業の開設・運営を行い、職員の就業環境を整える。

<対策>

- 令和4年 4月～ 職員からの利用ニーズ調査  
事業開始に向けた行政との折衝
- 令和4年 5月～ 病後児保育事業の開設準備
- 令和4年 8月～ 病後児保育事業開始

目標2：年次有給休暇の、取得日数を1人当たり平均年間9日以上とする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 年次有給休暇の計画的取得について職員へ呼びかけ
- 令和4年 5月～ 園長会議等において管理職への周知、啓発
- 令和4年 6月～ 年次有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進